

京都市上下水道局告示第53号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成29年2月17日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

京都市南区東九条南松ノ木町1番地の1 松ノ木団地1号棟515号室  
有限会社炭谷設備工業  
代表取締役 炭谷 憲三

2 廃止年月日

平成29年1月31日

(上下水道局水道部給水課)